貨物運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和3年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	明真運輸株式会社（法人番号９４４０００１００４５５０）　代表者表眞二	北海道函館市西桔梗町８６３番地の４	本社営業所	北海道函館市西桔梗町８６３番地の４	R3.11.5	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第１項　他２件	令和３年４月２０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）点呼の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」）第７条第５項）、（２）事故の記録事項義務違反（安全規則第９条の２）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（安全規則第１０条第１項）	1	1
	以下余白									